

議案第 120 号

上野ふれあいプラザの設置及び管理に関する条例の一部改正について

上野ふれあいプラザの設置及び管理に関する条例の一部を次のとおり改正しようとする。

平成 29 年 9 月 4 日提出

伊賀市長 岡 本 栄

記

上野ふれあいプラザの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

上野ふれあいプラザの設置及び管理に関する条例（平成 16 年伊賀市条例第 118 号）の一部を次のように改正する。

第 16 条中「3年間」を「1年間」に改める。

附 則

この条例は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。